

青森県報

第二千六百九十四号

平成十八年
十月十八日
(水曜日)

目次

告 示

保安林の指定解除予定	(林政課)	一
保安林の指定解除	(同)	一
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出	(下北地域 県民局)	二

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	二
右	(同)	二
右	(同)	三
右	(同)	三
右	(同)	四
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	四
県営土地改良事業計画変更の決定	(同)	四
右	(同)	四
収用委員会	(監理課)	五
収用の裁決手続開始の決定	(同)	五

告

示

青森県告示第七百五十七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二

十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
下北郡東通村大字野牛字野牛川六一の六・六二の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
 - 四 解除予定保安林の所在場所
下北郡東通村大字野牛字野牛川六一の六・六二の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 五 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 六 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- 「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第七百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい

て準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢六三の三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林解除の理由

道路用地とするため

青森県告示第七百五十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧	場 所
加入区の名 岩 屋 発起人の住所及び氏名 下北郡東通村大字岩屋字往来一四六番地一 相 馬 藤次郎 下北郡東通村大字岩屋字往来一〇〇番地一 角 本 正 下北郡東通村大字岩屋字往来一四九番地一 相 馬 健 三	期 間 平成十八年十月十八日から同年十一月一日まで	岩屋漁業協同組合

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南大町店

弘前市南大町一丁目一〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年十月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ユニバース黒石駅前店

黒石市黒石駅周辺地区一街区一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成十八年十月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 黒石駅前ショッピングセンター

黒石市黒石駅周辺地区四街区一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成十八年十月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

MAXデンコードー柏店

つがる市柏上古川幾山三六〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役社長 井上元延

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所

2 期間

平成十八年十月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定により述べた意見の概要について、同條第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンワドー下田店

上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の三三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社サンワドー

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

2 宮古和義

青森市浜田二丁目一〇の二〇

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十八年十月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町にあつては、その執務時間内とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、弘前市和徳土地改良区の定款の変更を平成十八年十月十一日認可したので、同條第三項の規定により公告する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條の三第一項の規定により、荒川地区の県営土地改良事業（鉾毒対策事業）計画を変更したので、同條第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年十月十九日から同年十一月十六日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條の三第一項の規定により、アグリネットたつこ地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同條第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十八年十月十九日から同年十一月十六日まで
- 三 縦覧の場所
田子町役場

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十八年十月十八日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道四五号改築工事（自動車専用道路「八戸南道路」・青森県八戸市大字妙字大開地内から同市大字美保野地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十八年十月六日

別表 1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
青森県八戸市大字美保野	13番733	原 野	公衆用 道路	2,287	2,299.80	73.14
						267.49
						308.01

別表 2 土地所有者の氏名及び住所

土 地 所 有 者		住 所
氏 名	住 所	
持分33分の1 奥南商事有限会社代表者不明 代表者代表取締役 山内直志	住所不明 履歴事項全部証明書記載の住所 青森県八戸市内丸14番地	青森県八戸市大字白銀町字沢向13番地 5 八戸グリーンパイツ
持分33分の1 秋山 キミ		青森県八戸市大字金浜字前川10番地 厚生年金休暇センター職員宿舍407号
持分33分の1 上野 梅男		青森県八戸市大字金浜字前川10番地
持分33分の1 上野 暢敏		青森県八戸市大字鮫町字林通38番地 6
持分33分の1 上野 福太郎		青森県八戸市大字鮫町字林通38番地 6
持分33分の1 梅津 普晃		青森県三戸郡五戸町大字倉石中市中市32番地
持分33分の1 金川 敦子		東京都国分寺市泉町二丁目9番地1号 西国分寺ライオンタワー1107
持分33分の1 (亡)木村巴代治の法定相続人の全員若しくは一部の者 木村 信子 木村 誠 木村 榎本 久美子		青森県三戸郡五戸町字市川道十文字6番地8 青森県八戸市日銀三丁目3番地5 千葉県船橋市咲が丘4丁目23番15-206号
持分33分の1 工藤 武美		東京都世田谷区給田1丁目16番18号 ムーン原202

持分33分の1	工藤 子ヨ	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第20地割96番地1
持分33分の1	工藤 ヌサ	青森県八戸市大字糠塚字狐森8番地6
持分33分の1	倉橋 昭人	青森県三戸郡五戸町字館12番地
持分66分の1	源新 和彦	青森県八戸市根城九丁目10番4号
持分33分の1	佐久間 民子	栃木県宇都宮市西川田5丁目31番2号
持分33分の1	佐々木 勝彦	青森県八戸市大字大久保字野馬小屋6番地2
持分33分の1	佐々木 美知子	青森県三戸郡南部町大字城渡字上外窪40番地1
持分33分の1	佐藤 中	神奈川県海老名市東柏ヶ谷六丁目15番5号
持分33分の1	鹿糠 一郎	岩手県久慈市小久慈町第49地割52番地
持分33分の1	館林 萬吉	青森県三戸郡五戸町字館10番地2
持分33分の1	田名部 行雄	岩手県奥州市水沢区真城字宮田51番地6
持分33分の1	(亡)塚本若太郎の法定相続人の全員若しくは一部の者 酒本 塚本 祐子 塚本 淳子	埼玉県入間郡越生町大字穂下516番地 青森県八戸市類家二丁目9番12号 塚本貸家
持分33分の1	塚本 秀彦	青森県八戸市桜ヶ丘三丁目28番10号
持分33分の1	新田 景久	青森県八戸市大字新井田字丑鞍森23番地20
持分33分の1	(亡)長谷部勇吉の法定相続人の全員若しくは一部の者 長谷部 眞里子 千田 眞里子 長谷部 幸夫 関川	青森県八戸市新湊一丁目21番9号 青森県八戸市大字大久保字下大久保15番地36 青森県八戸市新湊一丁目21番9号 青森県八戸市大字湊町字上山63番地2
持分33分の1	松尾 伸造	東京都世田谷区下馬1丁目44番10 - 903号
持分66分の1	松尾 慎吉	青森県八戸市江陽五丁目23番7号
持分33分の1	間橋 生子	岩手県二戸郡一戸町西法寺字関屋62番地33
持分33分の1	丸山 一	青森県三戸郡五戸町字二本柳24番地6
持分33分の1	丸山 康子	青森県三戸郡五戸町字二本柳24番地6
持分33分の1	向山 寛子	青森県三戸郡五戸町字下毛沢向2番地3

持分33分の1	山口 源三郎	東京都新宿区大久保1丁目7番24号
持分33分の1	山口 正雄	神奈川県横浜市青葉区すすき野二丁目3番地 すすき野第二団地3棟203号
持分33分の1	吉崎 徳三	居所 岩手県久慈市川崎町15番17号 ただし、住民票記載住所 北海道札幌市中央区南10条西13丁目2番24号
持分33分の1	和田 敬三	青森県三戸郡五戸町字鍛冶屋窪6番地10

(発行所・発行人) 青森市長豊二丁目1番1号 青森 青	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
-----------------------------------	--	------------------------------